

弘前商工会議所特定退職金共済規程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、弘前商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。

3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。

4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。

5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。

6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が 10 年を超える場合には、10 年とする。ただし、本条第 10 項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。

7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。

8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。

9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。）をもとに計算される額をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）

- 10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第 17 条第 1 項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第 73 条第 1 項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- 11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。
- 12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第 31 条第 1 項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。
- 13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第 2 章 退職金共済契約の成立等

（契約の締結）

- 第 3 条 商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という。）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。
- ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。
- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
- (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
 - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者
 - (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
 - (4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。

- (1) 期間を定めて雇われている者
- (2) 季節的な仕事のために雇われている者
- (3) 試用期間中の者
- (4) 非常勤の者
- (5) 休職中の者

4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

(掛金)

第4条 共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。

2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。

3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。

4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で22口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。

5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額（これらの運用による利益を含む。）は共済契約者である事業主に返還しない。

(契約の申込)

第5条 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。

2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

(加入日および契約の成立)

第6条 商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。

2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退

職金共済制度被共済者証」(以下「被共済者証」という。)を交付するものとする。

3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。

4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第 3 章 基本掛金の払込

(基本掛金の払込)

第 7 条 共済契約者は、被共済者の加入日の属する月(以下「加入月」という。)から、被共済者が退職(死亡退職を含む。)した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。

2 第 2 回目以降の基本掛金(加入月の翌月分以降の掛金をいう。)は、翌月分を当月の 20 日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

第 4 章 退職給付金等の支給

(退職給付金の支給)

第 8 条 商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。

(1) 被共済者の申出により第 26 条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。

(2) 被共済者の申出により第 27 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

(3) 被共済者の申出により第 28 条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につきの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－１－①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－１－②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(年金の支給)

第 9 条 商工会議所は、被共済者が 10 年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第 8 条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される 10 年を支給期間とした年金を支給する。

2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

(遺族給付金の支給)

第 10 条 商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につきの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－１－①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額

(2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ－１－②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

(遺族の範囲および順位)

第 11 条 第 9 条および第 10 条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第 2 号に該当しない者

2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号および第 4 号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が 2 人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

(退職給付金の減額)

第 12 条 商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつた場合においては、退職給付金(第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く)を減額して支給する。

(1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しくき損し、または職場規律を著しく乱したとき。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。

2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。

3 第 1 項の退職給付金減額の事由および第 2 項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

(退職給付金減額の申出)

第 13 条 共済契約者は、前条第 1 項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

(1) 共済契約者の氏名または名称および住所

(2) 被共済者の氏名

(3) 減額の理由となる退職事由

(4) 減額すべき額

2 商工会議所は、前条第1項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

(支給手続)

第14条 共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第26条、第27条第3項および第28条第2項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

(1) 退職通知書

(2) 給付金請求書

(3) その他商工会議所が必要とする書類

2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。

3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第5章 過去勤務期間の通算

(過去勤務期間の通算の申込等)

第15条 事業主は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む。）について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。

3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。

4 第1項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。

5 第1項の申込およびその効力については、第5条および第6条の定めを準用する。

- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

(過去勤務掛金の払込および払込期間)

第 16 条 事業主が第 15 条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が 5 年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。

この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第 4 条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該 5 年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
- (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になること。
- (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
- ①申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- ②当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
- ③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日

④商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を
商工会議所と締結した年月日

⑤その他参考となるべき事項
(退職給付金の支給の特例)

第 17 条 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の
払込が完了した被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に過
去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛
金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 8 条第 2 項に定める
額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ－2 に定める金
額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて
算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 8 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に
定める額を合算して得た額とする。

(1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額
に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、過去勤務
通算月額に応じて算出される額

(年金の支給の特例)

第 18 条 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期
間に過去勤務通算期間を加算した期間が 10 年以上であれば、本人の申出により
第 17 条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される 10 年を支給期間と
した年金を支給する。

(遺族給付金の支給の特例)

第 19 条 過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の
払込が完了した被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、基本掛金の払込期間に
過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本
掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第 10 条第 2 項に定め
る額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ－2 に定める
金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じ

て算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第 10 条第 2 項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

- (1) 基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
- (2) 過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第 6 章 契約の解除

(契約の解除)

第 20 条 商工会議所または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。

- (1) 共済契約者が、第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったとき。
ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (2) 共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。

- (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。
- (2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。
- (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。
- (4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。

- (1) 被共済者の同意を得たとき。
- (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。
- (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第 73 条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済

契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。

- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

(契約解除の手續)

第21条 商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。
- 4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を経由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。

- (1) 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- (4) 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

(解約手当金)

第22条 共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額（過去勤務期間を通算した

被共済者については、第 17 条により計算される金額。)と同額とする。

- 3 第 20 条第 3 項第 3 号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金（第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く。）は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金（第 8 条第 3 項第 1 号および第 2 号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第 7 章 加入口数の変更

（加入口数の変更）

- 第 23 条 商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者 1 人につき増口後の口数 30 口を限度として、これを承諾するものとする。
- ただし、第 2 項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。
- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
 - 3 加入口数変更の時期は、毎月 1 日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

（加入口数の変更の手続）

- 第 24 条 共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。
- 2 第 6 条の定めは、加入口数の変更について準用する。

（加入口数変更による給付額の算出方法）

- 第 25 条 加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第 8 条、第 9 条および第 10 条に定める方法に準じて算出する。

第 8 章 退職金共済制度内における通算

(退職金共済制度内における通算)

第 26 条 商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
 - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所
- ④③における退職の年月日

第 9 章 他の退職金共済制度との通算

(他の特定退職金共済制度との通算)

第 27 条 商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

- (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。

(3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

①当該申出をする被共済者の氏名および住所

②当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③商工会議所の名称および所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所

⑤④における退職の年月日

3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

(1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。

(2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。

(3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。

①当該申出をする被共済者の氏名および住所

②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所

③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者

がその退職につき所得税法施行令第 73 条第 1 項第 8 号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者（共済契約者であった者を含む）の氏名または名称および住所

⑤④における退職の年月日

（中小企業退職金共済制度との通算）

第 28 条 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第 31 条第 1 項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。

2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第 30 条第 1 項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職給付金に相当する額を引き渡す。

- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第 30 条第 1 項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

第 10 章 管 理

（退職金共済の事務）

第 29 条 退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

(会計処理)

第 30 条 商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

(資産の運用)

第 31 条 商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

(退職金共済審査会)

第 32 条 商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。

3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

第 11 章 雑 則

(加入期間の計算)

第 33 条 退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

(退職給付金等の端数処理)

第 34 条 退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

(譲渡・担保の禁止)

第 35 条 この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

(報告等)

第 36 条 商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

3 共済契約者は、第 20 条第 3 項第 1 号、第 2 号および第 3 号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

(退職給付金等の返還)

第 37 条 偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

(規程の変更および廃止)

第 38 条 この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

付 則

(実施時期)

第 1 条 この規程は、昭和 47 年 9 月 1 日から実施する。

(過去勤務期間の通算の経過措置)

第 2 条 昭和 58 年 10 月 1 日現在（過去勤務期間の通算規定実施日）、共済契約を締結している事業主にあつては、第 15 条第 4 項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後 2 年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。

この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第 4 条第 4 項の定めに準じて計算された別に定める額とする。

2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第 8 条第 2 項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

(1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額

(2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第 17 条第 1 項により算出された退職給付金の額

(加入口数の減口の実施時期)

第 3 条 平成 7 年 5 月 1 日

(別表 I ・別表 II ・別表 III ・別表 IV および別表 V の金額改訂に伴う経過措置)

第 4 条 別表 I ・別表 II ・別表 III ・別表 IV および別表 V の金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日（以後「改訂日」という。）前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

2 「第 4 章退職給付金等の支給」に関する経過措置

(1) 退職給付金等の額は、第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。

①加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に改訂月か

ら退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 遺族給付金の額は、第 10 条第 2 項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。

(3) 年金の額は、第 9 条の定めにかかわらず、前第 1 号に準じて算出した額とする。

3 「第 5 章過去勤務期間の通算」に関する経過措置

第 17 条、第 18 条および第 19 条の定めにかかわらず、つぎの取扱を行なうものとする。

(1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。

①加入月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額（引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。）に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

(2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前項に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。

①過去勤務掛金の払込月（または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。）から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表Ⅳに定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

②過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

(3) 遺族給付金の額は、前第 1 号または前第 2 号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。

(4) 年金の額は、前第 1 号または前第 2 号に準じて算出した額とする。

(別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期)

第5条 平成 6年 5月1日
平成 8年 4月1日
平成11年12月1日
平成15年 6月1日
平成22年 9月1日
令和 3年 9月1日
令和 8年 9月1日

(退職金共済制度内における通算の実施時期)

第6条 平成11年12月1日

(商工会の統合)

第7条 平成13年9月1日をもって尾上町商工会の特定退職金共済制度を統合するものとし、尾上町商工会の特定退職金共済制度の被共済者であった者については、当該統合日以降付則第4条の経過措置を適用するものとする。

(改訂の実施時期)

第8条 この規程は、平成15年6月1日から一部改訂実施する。

第2条(定義)および第20条(契約の解除)の変更規定は、平成25年9月1日から実施する。

脱退一時金額表（別表Ⅰ）（払方：月払

掛金：1,000円）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	930	1,860	2,790	3,720	4,650	5,590	6,520	7,450	8,390	9,320	10,260	11,190
1	12,130	13,070	14,010	14,940	15,880	16,820	17,760	18,700	19,640	20,580	21,520	22,470
2	23,410	24,350	25,300	26,240	27,180	28,130	29,080	30,020	30,970	31,920	32,860	33,810
3	34,760	35,710	36,660	37,610	38,560	39,510	40,460	41,420	42,370	43,320	44,280	45,230
4	46,190	47,140	48,100	49,050	50,010	50,970	51,930	52,880	53,840	54,800	55,760	56,720
5	57,690	58,650	59,610	60,570	61,540	62,500	63,460	64,430	65,390	66,360	67,330	68,290
6	69,260	70,230	71,200	72,170	73,130	74,100	75,080	76,050	77,020	77,990	78,960	79,940
7	80,910	81,880	82,860	83,830	84,810	85,790	86,760	87,740	88,720	89,700	90,670	91,650
8	92,630	93,620	94,600	95,580	96,560	97,540	98,530	99,510	100,490	101,480	102,460	103,450
9	104,440	105,420	106,410	107,400	108,390	109,380	110,370	111,360	112,350	113,340	114,330	115,320
10	116,310	117,310	118,300	119,300	120,290	121,290	122,280	123,280	124,280	125,270	126,270	127,270
11	128,270	129,270	130,270	131,270	132,270	133,270	134,280	135,280	136,280	137,290	138,290	139,300
12	140,300	141,310	142,320	143,320	144,330	145,340	146,350	147,360	148,370	149,380	150,390	151,400
13	152,410	153,430	154,440	155,450	156,470	157,480	158,500	159,520	160,530	161,550	162,570	163,580
14	164,600	165,620	166,640	167,660	168,690	169,710	170,730	171,750	172,780	173,800	174,820	175,850
15	176,870	177,900	178,930	179,950	180,980	182,010	183,040	184,070	185,100	186,130	187,160	188,190
16	189,220	190,260	191,290	192,320	193,360	194,390	195,430	196,460	197,500	198,540	199,570	200,610
17	201,650	202,690	203,730	204,770	205,810	206,850	207,900	208,940	209,980	211,030	212,070	213,120
18	214,160	215,210	216,260	217,300	218,350	219,400	220,450	221,500	222,550	223,600	224,650	225,700
19	226,750	227,810	228,860	229,910	230,970	232,020	233,080	234,140	235,190	236,250	237,310	238,370
20	239,430	240,490	241,550	242,610	243,670	244,730	245,790	246,860	247,920	248,990	250,050	251,120
21	252,180	253,250	254,320	255,380	256,450	257,520	258,590	259,660	260,730	261,800	262,870	263,950
22	265,020	266,090	267,170	268,240	269,320	270,400	271,470	272,550	273,630	274,700	275,780	276,860
23	277,940	279,020	280,100	281,190	282,270	283,350	284,440	285,520	286,600	287,690	288,770	289,860
24	290,950	292,040	293,120	294,210	295,300	296,390	297,480	298,570	299,670	300,760	301,850	302,940
25	304,040	305,130	306,230	307,330	308,420	309,520	310,620	311,720	312,810	313,910	315,010	316,110
26	317,210	318,320	319,420	320,520	321,630	322,730	323,840	324,940	326,050	327,150	328,260	329,370
27	330,480	331,580	332,690	333,810	334,920	336,030	337,140	338,250	339,370	340,480	341,590	342,710
28	343,820	344,940	346,060	347,170	348,290	349,410	350,530	351,650	352,770	353,890	355,010	356,130
29	357,260	358,380	359,510	360,630	361,760	362,880	364,010	365,140	366,260	367,390	368,520	369,650
30	370,780	371,910	373,040	374,170	375,310	376,440	377,570	378,710	379,840	380,980	382,110	383,250
31	384,390	385,530	386,670	387,810	388,950	390,090	391,230	392,370	393,510	394,650	395,800	396,940
32	398,090	399,230	400,380	401,530	402,670	403,820	404,970	406,120	407,270	408,420	409,570	410,720
33	411,870	413,030	414,180	415,340	416,490	417,650	418,800	419,960	421,110	422,270	423,430	424,590
34	425,750	426,910	428,070	429,230	430,400	431,560	432,720	433,890	435,050	436,220	437,380	438,550
35	439,720	440,880	442,050	443,220	444,390	445,560	446,740	447,910	449,080	450,250	451,420	452,600
36	453,770	454,950	456,130	457,300	458,480	459,660	460,840	462,020	463,200	464,380	465,560	466,740
37	467,920	469,110	470,290	471,480	472,660	473,850	475,030	476,220	477,410	478,600	479,780	480,970
38	482,160	483,350	484,550	485,740	486,930	488,130	489,320	490,510	491,710	492,910	494,100	495,300
39	496,500	497,700	498,900	500,100	501,300	502,500	503,700	504,900	506,110	507,310	508,510	509,720
40	510,920	512,130	513,340	514,550	515,750	516,960	518,170	519,380	520,590	521,810	523,020	524,230
41	525,440	526,660	527,870	529,090	530,310	531,520	532,740	533,960	535,180	536,400	537,620	538,840
42	540,060	541,280	542,500	543,730	544,950	546,180	547,400	548,630	549,860	551,080	552,310	553,540
43	554,770	556,000	557,230	558,460	559,690	560,930	562,160	563,390	564,630	565,860	567,100	568,340
44	569,570	570,810	572,050	573,290	574,530	575,770	577,010	578,260	579,500	580,740	581,980	583,230
45	584,480	585,720	586,970	588,220	589,470	590,710	591,960	593,210	594,460	595,720	596,970	598,220
46	599,470	600,730	601,980	603,240	604,500	605,750	607,010	608,270	609,530	610,790	612,050	613,310
47	614,570	615,830	617,100	618,360	619,630	620,890	622,160	623,420	624,690	625,960	627,220	628,490
48	629,760	631,030	632,310	633,580	634,850	636,130	637,400	638,670	639,950	641,220	642,500	643,780
49	645,060	646,340	647,620	648,900	650,180	651,460	652,740	654,020	655,310	656,590	657,880	659,160

(A-7. 0-0. 65)

遺族一時金額表（別表Ⅱ）（払方：月払

掛金：1,000円）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,930	11,860	12,790	13,720	14,650	15,590	16,520	17,450	18,390	19,320	20,260	21,190
1	22,130	23,070	24,010	24,940	25,880	26,820	27,760	28,700	29,640	30,580	31,520	32,470
2	33,410	34,350	35,300	36,240	37,180	38,130	39,080	40,020	40,970	41,920	42,860	43,810
3	44,760	45,710	46,660	47,610	48,560	49,510	50,460	51,420	52,370	53,320	54,280	55,230
4	56,190	57,140	58,100	59,050	60,010	60,970	61,930	62,880	63,840	64,800	65,760	66,720
5	67,690	68,650	69,610	70,570	71,540	72,500	73,460	74,430	75,390	76,360	77,330	78,290
6	79,260	80,230	81,200	82,170	83,130	84,100	85,080	86,050	87,020	87,990	88,960	89,940
7	90,910	91,880	92,860	93,830	94,810	95,790	96,760	97,740	98,720	99,700	100,670	101,650
8	102,630	103,620	104,600	105,580	106,560	107,540	108,530	109,510	110,490	111,480	112,460	113,450
9	114,440	115,420	116,410	117,400	118,390	119,380	120,370	121,360	122,350	123,340	124,330	125,320
10	126,310	127,310	128,300	129,300	130,290	131,290	132,280	133,280	134,280	135,270	136,270	137,270
11	138,270	139,270	140,270	141,270	142,270	143,270	144,280	145,280	146,280	147,290	148,290	149,300
12	150,300	151,310	152,320	153,320	154,330	155,340	156,350	157,360	158,370	159,380	160,390	161,400
13	162,410	163,430	164,440	165,450	166,470	167,480	168,500	169,520	170,530	171,550	172,570	173,580
14	174,600	175,620	176,640	177,660	178,690	179,710	180,730	181,750	182,780	183,800	184,820	185,850
15	186,870	187,900	188,930	189,950	190,980	192,010	193,040	194,070	195,100	196,130	197,160	198,190
16	199,220	200,260	201,290	202,320	203,360	204,390	205,430	206,460	207,500	208,540	209,570	210,610
17	211,650	212,690	213,730	214,770	215,810	216,850	217,900	218,940	219,980	221,030	222,070	223,120
18	224,160	225,210	226,260	227,300	228,350	229,400	230,450	231,500	232,550	233,600	234,650	235,700
19	236,750	237,810	238,860	239,910	240,970	242,020	243,080	244,140	245,190	246,250	247,310	248,370
20	249,430	250,490	251,550	252,610	253,670	254,730	255,790	256,860	257,920	258,990	260,050	261,120
21	262,180	263,250	264,320	265,380	266,450	267,520	268,590	269,660	270,730	271,800	272,870	273,950
22	275,020	276,090	277,170	278,240	279,320	280,400	281,470	282,550	283,630	284,700	285,780	286,860
23	287,940	289,020	290,100	291,190	292,270	293,350	294,440	295,520	296,600	297,690	298,770	299,860
24	300,950	302,040	303,120	304,210	305,300	306,390	307,480	308,570	309,670	310,760	311,850	312,940
25	314,040	315,130	316,230	317,330	318,420	319,520	320,620	321,720	322,810	323,910	325,010	326,110
26	327,210	328,320	329,420	330,520	331,630	332,730	333,840	334,940	336,050	337,150	338,260	339,370
27	340,480	341,580	342,690	343,810	344,920	346,030	347,140	348,250	349,370	350,480	351,590	352,710
28	353,820	354,940	356,060	357,170	358,290	359,410	360,530	361,650	362,770	363,890	365,010	366,130
29	367,260	368,380	369,510	370,630	371,760	372,880	374,010	375,140	376,260	377,390	378,520	379,650
30	380,780	381,910	383,040	384,170	385,310	386,440	387,570	388,710	389,840	390,980	392,110	393,250
31	394,390	395,530	396,670	397,810	398,950	400,090	401,230	402,370	403,510	404,650	405,800	406,940
32	408,090	409,230	410,380	411,530	412,670	413,820	414,970	416,120	417,270	418,420	419,570	420,720
33	421,870	423,030	424,180	425,340	426,490	427,650	428,800	429,960	431,110	432,270	433,430	434,590
34	435,750	436,910	438,070	439,230	440,400	441,560	442,720	443,890	445,050	446,220	447,380	448,550
35	449,720	450,880	452,050	453,220	454,390	455,560	456,740	457,910	459,080	460,250	461,420	462,600
36	463,770	464,950	466,130	467,300	468,480	469,660	470,840	472,020	473,200	474,380	475,560	476,740
37	477,920	479,110	480,290	481,480	482,660	483,850	485,030	486,220	487,410	488,600	489,780	490,970
38	492,160	493,350	494,550	495,740	496,930	498,130	499,320	500,510	501,710	502,910	504,100	505,300
39	506,500	507,700	508,900	510,100	511,300	512,500	513,700	514,900	516,110	517,310	518,510	519,720
40	520,920	522,130	523,340	524,550	525,750	526,960	528,170	529,380	530,590	531,810	533,020	534,230
41	535,440	536,660	537,870	539,090	540,310	541,520	542,740	543,960	545,180	546,400	547,620	548,840
42	550,060	551,280	552,500	553,730	554,950	556,180	557,400	558,630	559,860	561,080	562,310	563,540
43	564,770	566,000	567,230	568,460	569,690	570,930	572,160	573,390	574,630	575,860	577,100	578,340
44	579,570	580,810	582,050	583,290	584,530	585,770	587,010	588,260	589,500	590,740	591,980	593,230
45	594,480	595,720	596,970	598,220	599,470	600,710	601,960	603,210	604,460	605,720	606,970	608,220
46	609,470	610,730	611,980	613,240	614,500	615,750	617,010	618,270	619,530	620,790	622,050	623,310
47	624,570	625,830	627,100	628,360	629,630	630,890	632,160	633,420	634,690	635,960	637,220	638,490
48	639,760	641,030	642,310	643,580	644,850	646,130	647,400	648,670	649,950	651,220	652,500	653,780
49	655,060	656,340	657,620	658,900	660,180	661,460	662,740	664,020	665,310	666,590	667,880	669,160

年金月額表（別表Ⅲ）

（払方： 月払

掛金： 1,000円 ）

（単位：円）

年＼月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	8	16	24	32	40	48	56	64	72	80	88	96
1	104	112	120	128	136	144	152	160	168	176	184	192
2	200	208	217	225	233	241	249	257	265	273	281	289
3	297	305	314	322	330	338	346	354	362	370	379	387
4	395	403	411	419	428	436	444	452	460	469	477	485
5	493	501	510	518	526	534	543	551	559	567	576	584
6	592	600	609	617	625	633	642	650	658	667	675	683
7	692	700	708	716	725	733	742	750	758	767	775	783
8	792	800	808	817	825	834	842	850	859	867	876	884
9	893	901	909	918	926	935	943	952	960	969	977	985
10	994	1,002	1,011	1,019	1,028	1,036	1,045	1,053	1,062	1,070	1,079	1,088
11	1,096	1,105	1,113	1,122	1,130	1,139	1,147	1,156	1,164	1,173	1,182	1,190
12	1,199	1,207	1,216	1,225	1,233	1,242	1,250	1,259	1,268	1,276	1,285	1,294
13	1,302	1,311	1,320	1,328	1,337	1,346	1,354	1,363	1,372	1,380	1,389	1,398
14	1,406	1,415	1,424	1,432	1,441	1,450	1,459	1,467	1,476	1,485	1,494	1,502
15	1,511	1,520	1,529	1,537	1,546	1,555	1,564	1,573	1,581	1,590	1,599	1,608
16	1,617	1,626	1,634	1,643	1,652	1,661	1,670	1,678	1,687	1,696	1,705	1,714
17	1,723	1,732	1,741	1,749	1,758	1,767	1,776	1,785	1,794	1,803	1,812	1,821
18	1,830	1,839	1,848	1,856	1,865	1,874	1,883	1,892	1,901	1,910	1,919	1,928
19	1,937	1,946	1,955	1,964	1,973	1,982	1,991	2,000	2,009	2,018	2,027	2,036
20	2,045	2,055	2,064	2,073	2,082	2,091	2,100	2,109	2,118	2,127	2,136	2,145
21	2,154	2,164	2,173	2,182	2,191	2,200	2,209	2,218	2,227	2,237	2,246	2,255
22	2,264	2,273	2,282	2,292	2,301	2,310	2,319	2,328	2,338	2,347	2,356	2,365
23	2,374	2,384	2,393	2,402	2,411	2,421	2,430	2,439	2,448	2,458	2,467	2,476
24	2,486	2,495	2,504	2,513	2,523	2,532	2,541	2,551	2,560	2,569	2,579	2,588
25	2,597	2,607	2,616	2,625	2,635	2,644	2,654	2,663	2,672	2,682	2,691	2,700
26	2,710	2,719	2,729	2,738	2,748	2,757	2,766	2,776	2,785	2,795	2,804	2,814
27	2,823	2,833	2,842	2,852	2,861	2,871	2,880	2,889	2,899	2,909	2,918	2,928
28	2,937	2,947	2,956	2,966	2,975	2,985	2,994	3,004	3,014	3,023	3,033	3,042
29	3,052	3,061	3,071	3,081	3,090	3,100	3,110	3,119	3,129	3,138	3,148	3,158
30	3,167	3,177	3,187	3,196	3,206	3,216	3,225	3,235	3,245	3,254	3,264	3,274
31	3,284	3,293	3,303	3,313	3,323	3,332	3,342	3,352	3,361	3,371	3,381	3,391
32	3,401	3,410	3,420	3,430	3,440	3,450	3,459	3,469	3,479	3,489	3,499	3,508
33	3,518	3,528	3,538	3,548	3,558	3,568	3,577	3,587	3,597	3,607	3,617	3,627
34	3,637	3,647	3,657	3,667	3,677	3,686	3,696	3,706	3,716	3,726	3,736	3,746
35	3,756	3,766	3,776	3,786	3,796	3,806	3,816	3,826	3,836	3,846	3,856	3,866
36	3,876	3,886	3,896	3,906	3,916	3,926	3,937	3,947	3,957	3,967	3,977	3,987
37	3,997	4,007	4,017	4,027	4,037	4,048	4,058	4,068	4,078	4,088	4,098	4,108
38	4,119	4,129	4,139	4,149	4,159	4,170	4,180	4,190	4,200	4,210	4,221	4,231
39	4,241	4,251	4,262	4,272	4,282	4,292	4,303	4,313	4,323	4,333	4,344	4,354
40	4,364	4,375	4,385	4,395	4,406	4,416	4,426	4,437	4,447	4,457	4,468	4,478
41	4,488	4,499	4,509	4,519	4,530	4,540	4,551	4,561	4,571	4,582	4,592	4,603
42	4,613	4,624	4,634	4,644	4,655	4,665	4,676	4,686	4,697	4,707	4,718	4,728
43	4,739	4,749	4,760	4,770	4,781	4,791	4,802	4,812	4,823	4,834	4,844	4,855
44	4,865	4,876	4,886	4,897	4,908	4,918	4,929	4,939	4,950	4,961	4,971	4,982
45	4,993	5,003	5,014	5,024	5,035	5,046	5,056	5,067	5,078	5,089	5,099	5,110
46	5,121	5,131	5,142	5,153	5,164	5,174	5,185	5,196	5,206	5,217	5,228	5,239
47	5,250	5,260	5,271	5,282	5,293	5,304	5,314	5,325	5,336	5,347	5,358	5,368
48	5,379	5,390	5,401	5,412	5,423	5,434	5,445	5,455	5,466	5,477	5,488	5,499
49	5,510	5,521	5,532	5,543	5,554	5,565	5,576	5,586	5,598	5,608	5,619	5,630

(A=7.0-0.65/i=0.5)

据置額表（別表Ⅳ）

（ 10,000円 当り ）

（単位：円）

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,005	10,010	10,016	10,021	10,027	10,032	10,037	10,043	10,048	10,054	10,059	10,065
1	10,070	10,075	10,081	10,086	10,092	10,097	10,103	10,108	10,114	10,119	10,124	10,130
2	10,135	10,141	10,146	10,152	10,157	10,163	10,168	10,174	10,179	10,185	10,190	10,196
3	10,201	10,207	10,212	10,218	10,223	10,229	10,234	10,240	10,245	10,251	10,257	10,262
4	10,268	10,273	10,279	10,284	10,290	10,295	10,301	10,307	10,312	10,318	10,323	10,329
5	10,334	10,340	10,346	10,351	10,357	10,362	10,368	10,374	10,379	10,385	10,390	10,396
6	10,402	10,407	10,413	10,418	10,424	10,430	10,435	10,441	10,447	10,452	10,458	10,463
7	10,469	10,475	10,480	10,486	10,492	10,497	10,503	10,509	10,514	10,520	10,526	10,531
8	10,537	10,543	10,549	10,554	10,560	10,566	10,571	10,577	10,583	10,589	10,594	10,600
9	10,606	10,611	10,617	10,623	10,629	10,634	10,640	10,646	10,652	10,657	10,663	10,669
10	10,675	10,680	10,686	10,692	10,698	10,704	10,709	10,715	10,721	10,727	10,732	10,738
11	10,744	10,750	10,756	10,761	10,767	10,773	10,779	10,785	10,791	10,796	10,802	10,808
12	10,814	10,820	10,826	10,831	10,837	10,843	10,849	10,855	10,861	10,867	10,872	10,878
13	10,884	10,890	10,896	10,902	10,908	10,914	10,920	10,925	10,931	10,937	10,943	10,949
14	10,955	10,961	10,967	10,973	10,979	10,985	10,990	10,996	11,002	11,008	11,014	11,020
15	11,026	11,032	11,038	11,044	11,050	11,056	11,062	11,068	11,074	11,080	11,086	11,092
16	11,098	11,104	11,110	11,116	11,122	11,128	11,134	11,140	11,146	11,152	11,158	11,164
17	11,170	11,176	11,182	11,188	11,194	11,200	11,206	11,212	11,218	11,224	11,230	11,236
18	11,243	11,249	11,255	11,261	11,267	11,273	11,279	11,285	11,291	11,297	11,303	11,309
19	11,316	11,322	11,328	11,334	11,340	11,346	11,352	11,358	11,365	11,371	11,377	11,383
20	11,389	11,395	11,401	11,408	11,414	11,420	11,426	11,432	11,438	11,445	11,451	11,457
21	11,463	11,469	11,476	11,482	11,488	11,494	11,500	11,507	11,513	11,519	11,525	11,531
22	11,538	11,544	11,550	11,556	11,563	11,569	11,575	11,581	11,588	11,594	11,600	11,606
23	11,613	11,619	11,625	11,632	11,638	11,644	11,650	11,657	11,663	11,669	11,676	11,682
24	11,688	11,695	11,701	11,707	11,714	11,720	11,726	11,732	11,739	11,745	11,751	11,758
25	11,764	11,771	11,777	11,783	11,790	11,796	11,802	11,809	11,815	11,821	11,828	11,834
26	11,841	11,847	11,853	11,860	11,866	11,873	11,879	11,886	11,892	11,898	11,905	11,911
27	11,918	11,924	11,931	11,937	11,943	11,950	11,956	11,963	11,969	11,976	11,982	11,989
28	11,995	12,002	12,008	12,015	12,021	12,028	12,034	12,041	12,047	12,054	12,060	12,067
29	12,073	12,080	12,086	12,093	12,099	12,106	12,112	12,119	12,125	12,132	12,138	12,145
30	12,152	12,158	12,165	12,171	12,178	12,184	12,191	12,198	12,204	12,211	12,217	12,224
31	12,231	12,237	12,244	12,250	12,257	12,264	12,270	12,277	12,283	12,290	12,297	12,303
32	12,310	12,317	12,323	12,330	12,337	12,343	12,350	12,357	12,363	12,370	12,377	12,383
33	12,390	12,397	12,403	12,410	12,417	12,424	12,430	12,437	12,444	12,450	12,457	12,464
34	12,471	12,477	12,484	12,491	12,498	12,504	12,511	12,518	12,525	12,531	12,538	12,545
35	12,552	12,558	12,565	12,572	12,579	12,586	12,592	12,599	12,606	12,613	12,620	12,626
36	12,633	12,640	12,647	12,654	12,661	12,667	12,674	12,681	12,688	12,695	12,702	12,708
37	12,715	12,722	12,729	12,736	12,743	12,750	12,757	12,764	12,770	12,777	12,784	12,791
38	12,798	12,805	12,812	12,819	12,826	12,833	12,840	12,846	12,853	12,860	12,867	12,874
39	12,881	12,888	12,895	12,902	12,909	12,916	12,923	12,930	12,937	12,944	12,951	12,958
40	12,965	12,972	12,979	12,986	12,993	13,000	13,007	13,014	13,021	13,028	13,035	13,042
41	13,049	13,056	13,063	13,070	13,077	13,085	13,092	13,099	13,106	13,113	13,120	13,127
42	13,134	13,141	13,148	13,155	13,162	13,170	13,177	13,184	13,191	13,198	13,205	13,212
43	13,219	13,227	13,234	13,241	13,248	13,255	13,262	13,269	13,277	13,284	13,291	13,298
44	13,305	13,313	13,320	13,327	13,334	13,341	13,349	13,356	13,363	13,370	13,377	13,385
45	13,392	13,399	13,406	13,414	13,421	13,428	13,435	13,443	13,450	13,457	13,464	13,472
46	13,479	13,486	13,493	13,501	13,508	13,515	13,523	13,530	13,537	13,545	13,552	13,559
47	13,566	13,574	13,581	13,589	13,596	13,603	13,611	13,618	13,625	13,633	13,640	13,647
48	13,655	13,662	13,669	13,677	13,684	13,692	13,699	13,706	13,714	13,721	13,729	13,736
49	13,743	13,751	13,758	13,766	13,773	13,781	13,788	13,795	13,803	13,810	13,818	13,825

(A-00-0.65)

年金月額表（別表Ⅲ）
（月払 1,000円）
（単位：円）

加入年数	年金月額
10	985
11	1,088
12	1,190
13	1,294
14	1,398
15	1,502
16	1,608
17	1,714
18	1,821
19	1,928
20	2,036
21	2,145
22	2,255
23	2,365
24	2,476
25	2,588
26	2,700
27	2,814
28	2,928
29	3,042
30	3,158
31	3,274
32	3,391
33	3,508
34	3,627
35	3,746
36	3,866
37	3,987
38	4,108
39	4,231
40	4,354
41	4,478
42	4,603
43	4,728
44	4,855
45	4,982
46	5,110
47	5,239
48	5,368
49	5,499
50	5,630
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

(A-7. 0-0.65/i=0.5)

据置額表（別表Ⅳ）
（ 10,000円 当り ）
（単位：円）

加入年数	据置額
1	10,065
2	10,130
3	10,196
4	10,262
5	10,329
6	10,396
7	10,463
8	10,531
9	10,600
10	10,669
11	10,738
12	10,808
13	10,878
14	10,949
15	11,020
16	11,092
17	11,164
18	11,236
19	11,309
20	11,383
21	11,457
22	11,531
23	11,606
24	11,682
25	11,758
26	11,834
27	11,911
28	11,989
29	12,067
30	12,145
31	12,224
32	12,303
33	12,383
34	12,464
35	12,545
36	12,626
37	12,708
38	12,791
39	12,874
40	12,958
41	13,042
42	13,127
43	13,212
44	13,298
45	13,385
46	13,472
47	13,559
48	13,647
49	13,736
50	13,825

(A-00-0.65)

別表V－1－①

(引継退職給付金額 1,000,000 円当り)
(単位：円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	986,370
2	992,781
3	999,234
4	1,005,729
5	1,012,266
6	1,018,846
7	1,025,468
8	1,032,134
9	1,038,843
10	1,045,595
11	1,052,392
12	1,059,232
13	1,066,117
14	1,073,047
15	1,080,022
16	1,087,042
17	1,094,108
18	1,101,220
19	1,108,377
20	1,115,582
21	1,122,833
22	1,130,132
23	1,137,477
24	1,144,871
25	1,152,313
26	1,159,803
27	1,167,342
28	1,174,929
29	1,182,566
30	1,190,253
31	1,197,990
32	1,205,777
33	1,213,614
34	1,221,503
35	1,229,442
36	1,237,434
37	1,245,477
38	1,253,573
39	1,261,721
40	1,269,922
41	1,278,177
42	1,286,485
43	1,294,847
44	1,303,263
45	1,311,735
46	1,320,261
47	1,328,843
48	1,337,480
49	1,346,174
50	1,354,924

(A-00-0.65-0-2.0)

別表V－1－②

(引受退職給付金額 1,000,000 円当り)
(単位：円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	985,383
2	991,788
3	998,235
4	1,004,723
5	1,011,254
6	1,017,827
7	1,024,443
8	1,031,102
9	1,037,804
10	1,044,550
11	1,051,339
12	1,058,173
13	1,065,051
14	1,071,974
15	1,078,942
16	1,085,955
17	1,093,014
18	1,100,118
19	1,107,269
20	1,114,466
21	1,121,710
22	1,129,001
23	1,136,340
24	1,143,726
25	1,151,160
26	1,158,643
27	1,166,174
28	1,173,754
29	1,181,384
30	1,189,063
31	1,196,792
32	1,204,571
33	1,212,400
34	1,220,281
35	1,228,213
36	1,236,196
37	1,244,232
38	1,252,319
39	1,260,459
40	1,268,652
41	1,276,898
42	1,285,198
43	1,293,552
44	1,301,960
45	1,310,423
46	1,318,941
47	1,327,514
48	1,336,143
49	1,344,828
50	1,353,569

(A-00-0.65-1000-2.0)

別表Ⅴ－2

(過去勤務一括掛金額 1,000,000 円当り)
(単位：円)

基本掛金払込年数	第17条、第19条に定める金額
1	985,383
2	991,788
3	998,235
4	1,004,723
5	1,011,254
6	1,017,827
7	1,024,443
8	1,031,102
9	1,037,804
10	1,044,550
11	1,051,339
12	1,058,173
13	1,065,051
14	1,071,974
15	1,078,942
16	1,085,955
17	1,093,014
18	1,100,118
19	1,107,269
20	1,114,466
21	1,121,710
22	1,129,001
23	1,136,340
24	1,143,726
25	1,151,160
26	1,158,643
27	1,166,174
28	1,173,754
29	1,181,384
30	1,189,063
31	1,196,792
32	1,204,571
33	1,212,400
34	1,220,281
35	1,228,213
36	1,236,196
37	1,244,232
38	1,252,319
39	1,260,459
40	1,268,652
41	1,276,898
42	1,285,198
43	1,293,552
44	1,301,960
45	1,310,423
46	1,318,941
47	1,327,514
48	1,336,143
49	1,344,828
50	1,353,569

(A-00-0.65-1000-2.0)